

「建築都市 DX 研究会」規約

第1条（名称）

本研究会は、「建築都市 DX 研究会」と称する。

第2条（主催）

本研究会は、東京大学大学院工学系研究科附属施設キャンパスマネジメント研究センターが主催する。

第3条（事務局）

本研究会は、事務局を一般財団法人総合研究奨励会に置く。

第4条（目的）

本研究会は、建築都市分野のデジタル技術やデータの活用における様々な課題の理解と解決に向けて、多様な産業と学術の情報交換や技術交流を促進し、建築都市のDXの発展に資することを目的とする。

第5条（事業）

本研究会は、第4条の目的を達成するために次の活動を行う。

(1) 講演会

第一線で活躍する学内外教員・研究員による講演会と異分野間のトークセッションを実施し、建築都市のデジタル技術・データ活用に関する最先端の情報を提供する。

(2) ワークショップ

多業種間の能動的なディスカッションと成果発表などを実施し、データ活用ポテンシャルの掘り起こしの場を提供する。

(3) 企業間連携・産学連携に向けた技術交流

企業間連携や産学連携に向けた技術交流の場、企業と研究室のマッチングの機会の間などを提供する。

(4) その他、本研究会の目的を達成するための必要な活動

第6条（会期）

本研究会の会期は4月1日から翌年の3月末日までとする。

第7条（会員）

本研究会は、第4条の目的に賛同する企業・団体等の法人会員および公的研究機関・官公庁等の個人会員から構成される。本研究会に入会しようとするものは、事務局に申し込むものとする。

(1) 法人会員：一法人会員登録につき、5名まで本研究会に参加できる。本研究会への参加者は自由に入れ替えることができる。

(2) 個人会員：公的な研究機関、官公庁等に所属する研究者、および本研究会が特に認めた者は個人会員として登録できる。個人会員は本人のみが本研究会に参加できる。

第8条（年会費）

会員種別に応じて、年度ごとに以下の年会費を支払う。

(1) 法人会員：30万円/年（消費税別）

(2) 個人会員：6万円/年（消費税別）

第9条（新規入会年度の年会費）

新規入会年度の年会費を以下の通りとする。

- (1) 4月～9月の入会：第8条の年会費の全額
- (2) 10月～3月の入会：第8条の年会費の半額

第10条（協力研究室）

本研究会の目的に賛同する東京大学研究室を協力研究室とし、それに所属する教員・研究員は本研究会の事業活動に参加することができる。

第11条（役員）

本研究会は、次の役員（運営委員長、運営委員）を置く。

- (1) 運営委員長は、東京大学大学院工学系研究科附属施設キャンパスマネジメント研究センターの教員から総会において選出する。
- (2) 運営委員は5名程度とし、会員および協力研究室の教員・研究員から運営委員長が任命する。
- (3) 役員は任期を1年とし、再任を妨げない。
- (4) 運営委員に欠員が出たときは、運営委員会の議決により、これを補充することができる。
- (5) 運営委員を務める法人会員は、運営委員とは別に5名までを本研究会に参加させることができる。

第12条（会議）

本研究会は、次の会議を開催する。

- (1) 総会：会員で構成され、本研究会の最高機関とし、役員を選出、規約の変更、予算・決算、年間計画などの重要事項を決定する。
- (2) 運営委員会：役員で構成され、本研究会の事業目的を達するための計画立案、企画等を行う。

第13条（総会）

総会は、運営委員長が招集し、原則として年1回開催する。また運営委員長が必要と認めた場合は、総会を臨時に招集することができる。

第14条（会員情報）

会員相互の交流と連携を促進するため、法人会員の会社名、個人会員の所属機関名などの組織名や会員の氏名、連絡先等は本研究会内で公開できるものとする。会員情報の利用範囲は、本研究会活動の範囲に限定される。

第15条（任意退会）

会員は、運営委員会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。この場合、当該年度の年会費は返却しない。

第16条（規約変更）

本規約の変更は、総会の議決により変更することができる。

以上